出町ゆかりだより

日本共産党
高槻市会議員

発行：日本共産党高槻市会議員団　出町ゆかり
連絡先：議員団控室　TEL072-674-7230 FAX072-674-3202
NO.85　2018年10月

大きな被害をもたらした台風21号

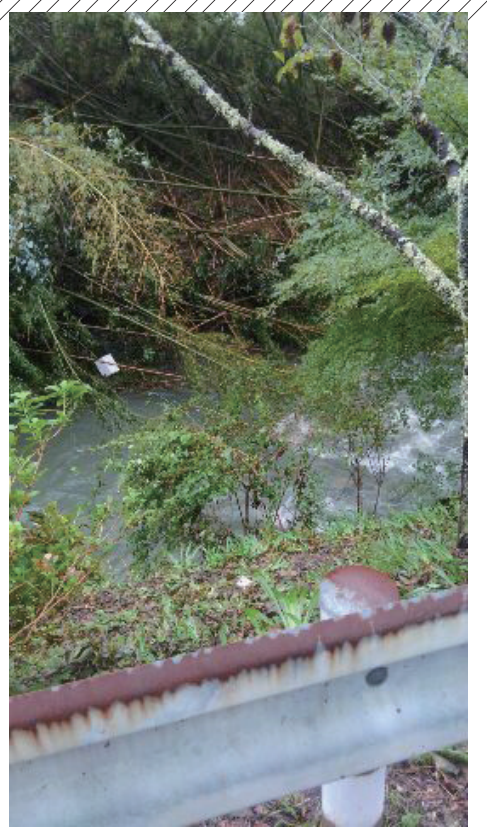

地震や西日本豪雨に続き、台風21号と、大きな災害が続きました。9月3日の台風21号のり災証明の申請数は14日時点で2，225件、停電は市内各地でおこりました。日本共産党は9月議会でもこの問題についてとりあげました。

樫田地域の山林の被害は甚大

樫田地域は道路かりました。山林の被害も大きく、も寸断され、停電、大阪府の9月18日断水もあり、復旧現在の資料では、するまで2週間か

高槻市の被害面積は13か所、96・7ヘクタール、被害額は3億4700万円に及びます。河川や道路に覆いかぶさるように倒れている木も多く、2次被害が心配されます。

樫田地域は特別な対応が必要

樫田の山の復旧は個人で何とかできる状況ではありません。高槻市が大阪府に報告した9月11日の時点でも、甲子園球場約24個分の被害面積です。今後の調査でさらに広がる可能性もあります。

「自然災害の被害から立ち直るためには、国・大阪府が本気で被災者支援に取り組まなければいけません。高槻市の山林被害は、大阪府の被害の45％をしめています。国、京都府、大阪府、高槻市、森林組合などで協議会を作り、国のどの制度で復旧するのか、検討することが必要です。」と訴えました。

総務消防委員会

９月１３日の委員会では防災設備等充実について議論されました。そこで無線電話サービスの利用促進や、NHKデータ放送等の周知について市から提案されました。わたしは、「樫田や川久保、萩谷などの山間部は避難所に行くことも難しい、ぜひ住民のみなさんと相談する中で、独自の避難マニュアル、防災計画を作ってほしい」と要望しました。

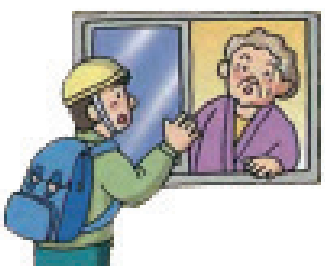

高槻市に被災者生活再建支援法適用

被災者生活再建支援法は、30万人以上の市は、全壊と判定された住宅が10戸に達すると適用されます。全壊、半壊、大規模半壊の世帯に対して、各世帯の被害状況や住宅の再建方法などに応じて、支援金が支給されます（表参照）。9月19日の会派代表者会議で、高槻市が手続き中と報告・説明がありました。今後、内閣府が正式に決定次第、情報提供が行なわれます。

支援金の支給額

支援金の支給額は以下の二つの支援金の合計額となります。　（単位：万円）

区分		基礎支援金 住宅の被害程度 ①	加算支援金 住宅の再建方法 ②		計 ①＋②
複数世帯（世帯の構成員が複数）	全壊世帯 半壊解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯（世帯の構成員が単数）	全壊世帯 半壊解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

同法には改正が必要な問題点が

1、適用の要件

1戸であっても、10戸であっても、被災者の苦難は同じです。国は、戸数要件をなくすべきです。

2、一部損壊が支援の対象外

一部損壊の住宅には国からの支援は一切ありません。一部損壊の住宅であっても、屋根の修理だけで200万円、300万円の費用がかかる世帯もたくさんあります。国の支援が必要です。

3、支援金額が少ない

被災者生活再建支援法は、阪神・淡路大震災を契機にそれまで被災者に対して、何の支援もなかったことから、被災者と国会議員、知識人が声をあげ、成立しました。当初は最大100万円の支援でしたが、徐々に支援金の額が増えてきました。現在、最大300万円を助成しますが、これでは住まいや生活の再建はできません。支援金の引き上げが必要です。

地域の声

空き家から伸びた樹木で信号が見えないと、地域の方から相談を受けました。樹木の伐採は基本的には、その家の責任になります。しかし、空き家だということもあり、また早急に伐採しないと多くの人が困るということもあり、市が伐採しれました。

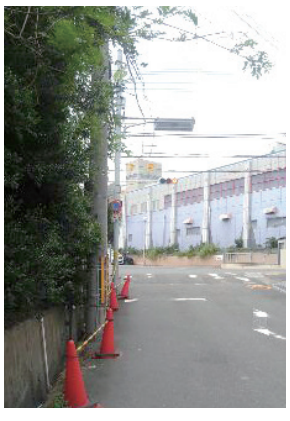

就学援助の小学校入学準備金、入学前支給に

これまで就学援助を受ける予定の子どもが入学にあたって必要な学用品などを購入するための、入学準備金は、入学後の７月に支給されていました。今年の３月議会で中村市会議員が「小学校入学前の３月に支給している自治体は４割」とデータを示し、入学前支給を要求。市長が「他市の動向も勘案しつつ検討する」と答弁しました。これを受け。今議会で入学前の３月支給の予算案が提出されました。